

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

令和5年10月2日

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した、「経営者保証ガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しております。

当会は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

1 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

当会は、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、事業者様の経営状況、回収可能性等を分析し、総合的に判断するなかで企業融資取組を行います。

2 経営者保証の契約時の対応について

経営者との間で保証契約を締結する際には、状況に応じ定量的または具体的な目線を示すなど、「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか」、「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」について主たる債務者と保証人の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得られるよう、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

3 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 経営者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申入れを受けた場合には、改めて経営者における保証契約の必要性等について検討を行うとともに、その検討結果について、主たる債務者および保証人に対し、上記2同様、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者および後継者に対し、上記2同様、丁寧かつ具体的な説明を行います。

4 経営者保証を履行するときの対応について

万が一、保証履行を請求せざるを得ない場合でも、一律に保証金額全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客様の資産状況等を勘案したうえで、保証履行の範囲を決定いたします。

※ 保証契約の必要性を判断する場合には、以下の点を確認します。

- ・ 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。
- ・ 法人と経営者の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないか。
- ・ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であるか。
- ・ 適時適切な情報開示により、経営の透明性が確保されているか。
- ・ 経営者等から十分な物的担保の提供があるか。